

規定 新旧対照表 (改正日：2021年12月1日)

規定名	改正前	改正後
エクスプレス送金 サービス利用規定	<p>2. 定義</p> <p>(1) 「エクスプレス送金」とは、当行にエクスプレス送金口座（以下「専用口座」といいます。）を開設したお客さまに提供する、あらかじめ登録された他の金融機関の受取人への外国向送金取引及びこれに付随するサービスをいいます。専用口座は、エクスプレス送金専用キャッシュカード（以下「専用カード」といいます。）を発行することができます。</p> <p>(2) 外国向送金取引とは、送金依頼人の委託にもとづき、当行が行う韓国にある他の金融機関にある、あらかじめ登録された受取人の預金口座に一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信することをいいます。</p> <p>(3) 支払指図とは、送金依頼人の委託にもとづき、当行が、一定額を受取人の処分可能にすることを委託するために関係銀行に対して発信する指示をいいます。</p> <p>(4) 受取人取引銀行とは、受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払いを行う金融機関をいいます。</p> <p>(5) 関係銀行とは、受取人取引銀行および送金のために、以下のことを行う他の金融機関をいいます。</p>	<p>2. 定義</p> <p>(1) 「エクスプレス送金」とは、当行にエクスプレス送金口座（以下「専用口座」といいます。）を開設したお客さまに提供する、あらかじめ登録された他の金融機関の受取人への外国向送金取引及びこれに付随するサービスをいいます。専用口座は、エクスプレス送金専用キャッシュカード（以下「専用カード」といいます。）を発行することができます。</p> <p>(2) 外国向送金取引とは、送金依頼人の委託にもとづき、当行が行う韓国にある他の金融機関にある、あらかじめ登録された受取人の預金口座に一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信することをいいます。</p> <p>(3) 支払指図とは、送金依頼人の委託にもとづき、当行が、一定額を受取人の処分可能にすることを委託するために関係銀行に対して発信する指示をいいます。</p> <p>(4) 受取人取引銀行とは、受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払いを行う金融機関をいいます。</p> <p>(5) 関係銀行とは、受取人取引銀行および送金のために、以下のことを行う他の金融機関をいいます。</p> <p>(6) 2021年12月1日以降、専用口座に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。また、繰越しや記帳もいたしません。</p>